

人生の最終段階にあるご本人様の意思に沿った救急現場での対応について

始良伊佐地域救急業務高度化協議会
2026年4月 作成

1 現状について

人生の最終段階においては、ご本人が望む医療やケアについて、あらかじめご家族や医療・介護の関係者と話し合っておくことが大切です。これを『人生会議（ACP）』といいます。

『心肺蘇生を望まない』という意思があった場合でも、いざという時に慌てたご家族や、介護スタッフの方が救急車を要請(119番に通報)した場合、救急隊は原則として心肺蘇生などの救命活動を行い、医療機関へ搬送します。

これは、救急隊が『命を救うこと』を最優先として活動しているためです。



※ 上記の内容を踏まえて、以下に対処方針を記します。

【人生の最終段階において、想定された症状が急変した可能性のあるご本人様をご家族等が発見した場合】
(意識がなく、普段通りの呼吸がない等、心肺停止を疑うような所見)

- 119番通報せず、かかりつけ医師等若しくは訪問看護師に連絡

→ かかりつけ医師等の診察

- ➡ 想定された症状と合致する心肺停止の場合
現場でのお看取り(死亡確認)



- 119番通報した場合

【救急隊が到着し、心肺停止を確認したとき】

(注：心肺停止でなければ、通常通り医療機関へ搬送となります。)

→直ちに心肺蘇生を開始し救命活動を行いながら医療機関へ搬送します。



今回、119番通報された場合に、ご本人様の生前の「心肺停止時に心肺蘇生を望まない意思」を尊重できるよう、始良伊佐地域救急業務高度化協議会において、救急隊の活動を整理しました。

2 運用の要件

- ・ ご本人が望む医療やケアについて、ご家族や信頼できる人たちと医師を含む医療・介護の関係者と最期(お看取り)に望む医療について話し合って決め「心肺蘇生の実施を望まない意思」とその事前指示(「患者意思表明と医師指示書」)があることが前提です。

➡ 心肺停止状態以外は、本運用の対象ではありません。心肺停止の原因が、交通事故や溺水または窒息等の不慮の事故の場合、本運用の対象ではありません。

➡ 意思決定について話し合ったご家族等が救命処置を希望した場合、救急隊は救命活動を行いながら医療機関へ搬送します。

3 救急隊活動の詳細

全身状態の確認
心肺停止の確認
心肺蘇生の実施と情報
収集

- 心肺停止を確認した場合、救急隊は直ちに心肺蘇生を開始します。
➔ 家族等から、ご本人様に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを口頭または書面で提示されない限り、救命活動を続けます。
(注：心肺停止でなければ、通常通り医療機関へ搬送します。)



本人意思の確認
「心肺蘇生を望んでいない」
意思が口頭や書面で示される

- 家族等により口頭、または書面による意思表示を提示された。
- ご本人様の「心肺蘇生の実施を望まない意思」の最終的な確認は、必ずかかりつけ医師等に行います。
➔ 家族からの情報、若しくは書面に記載された医師へ連絡が取れない場合は、心肺蘇生法を続け医療機関へ搬送します。



救急隊から医師へ連絡
口頭や書面の情報を得て医師
へ直接連絡し、心肺蘇生の継
続または中止の指示を確認

- かかりつけ医師等へ直接連絡し次の項目を確認します。
 - ① ご本人様の所見及び心肺停止の状況
 - ② 医師による心肺蘇生の継続または中止の指示
 - ③ 中止の場合は、医師の現場到着時間を確認
(注意： 医師による心肺蘇生中止の指示は死亡診断を意味するものではありません。)



かかりつけ医師等または家族
への引継ぎ
医師等が到着するまでの
時間を確認する
または家族等へ引き継ぐ

- おおむね45分以内にかかりつけ医師等が現場に到着できる場合
➔ かかりつけ医師等の到着まで救急隊は現場に待機します。
- 45分以上かかる場合
➔ 「不搬送同意書」に現場で引き継いだ家族等から署名を得て救急隊は帰任します。



※ 45分以内であっても他重篤事案等が発生した場合には家族等から署名を得て救急隊は出動します。



お問い合わせ

事務局：霧島市消防局 警防課 TEL0995-64-0119
ホームページに關係書類も添付してあります。